

## ■特別企画■

裁判員制度の実施と刑事裁判の新しい動き

和歌山カレー毒物混入事件  
最高裁判決

——弁護人と市民の視点から

龍谷大学教授 石塚伸一

## 1 はじめに

巷間、「和歌山カレー毒物混入殺人事件」（以下、単に「カレー事件」という）と呼ばれているこの事件は、事件発生の当初から、メディア・スクラムの中で強引な捜査が行われ、世界ではじめて「スプリング8（SPRING-8）」によるX線蛍光分析が凶器である毒物の同定に利用されるなど、社会的にも大きな注目を集めた。

わたしたち弁護団は、被告人・林眞須美さんと親交のある故三浦和義さんの呼びかけで集まった。当初、眞須美さんを「毒婦」などと誹謗した世論であったが、「眞須美さんを支援する会」（代表：鈴木邦男さん）が発足し、公正な裁判を求める市民の活動が展開されている。

裁判員裁判の実施直前に最高裁が示した本件死刑判決の意味は、複雑であり、かつ重い。有罪の論拠は、スプリング8の亜砒酸の鑑定によって、凶器であるカレーの亜砒酸と林さん宅の台所のプラスチック容器、夏祭り会場ごみ袋および調理鍋の底にそれぞれ残存していた極微量の砒素（亜砒酸）が「組成上の特徴」が同じであること、眞須美さんの頭髮に高濃度の砒素が付着していたことから、彼女が「亜砒酸等を取り扱っていた」と推認できること、そして、眞須美さんだけがカレーに亜砒酸を混入してきたし、不審な挙動も目撃されていることである。その上で、判決は、毒物混入の犯行動機は分からなくて

もよいという。

最高裁における新たな弁護人は、原判決を徹底的に検討し、事実についても再調査した。その結果、事件当初から、本件は動機の明らかでない「計画的な無差別殺人」であるとされてきたが、毒物の致死性について十分な知識をもたない者による「偶発的な傷害致死」であれば、その動機や態様は十分説明できること、そして、眞須美さん以外に真犯人がいる可能性があることが明らかになった。

以下、事件の経緯について整理し、最高裁判決の構造と問題性を明らかにした上で、本件が今後の刑事裁判に与える影響を考察する。なお、筆者は、最高裁における弁護人のひとりであるが、本稿は、すべて個人の責任で執筆した。

## 1 事件の経緯

## (1) 事件発生から起訴まで

事件は、1998年7月25日に和歌山市園部町の自治会主催の夏祭りで発生した。自治会役員たちが調理したカレーを食べた住民たちが突然苦しみはじめ、次つぎと近郊の病院に搬送された。住民の4名が死亡し、63名が重症を負った。当初、食中毒やシアン系毒物が原因ではないかといわれたが、ほどなく砒素中毒であることが判明し、「無差別殺人」事件として捜査が始まった。連日、テレビのワイドショーが現場周辺の様子を放映し、マスメディアがひとりの女性を「容疑者」と特定し、「犯人は彼女以外にない」かのような報道がなされた。同年10月4日、林眞須美および健治の夫婦が逮捕された。

厳しい取調べが行われたが、2人は黙秘を貫いた。検察官は、10月25日、眞須美さんのやけどによる入

院と保険金詐欺〔共犯〕、マージャン仲間の元同居人Iに対する砒素入り「牛井」による殺人未遂と保険金詐欺〔単独〕によって起訴した。11月17日、健治さんの保険金詐欺〔共犯〕および元同居人Iに対する砒素入り「うどん」による殺人未遂〔単独〕、12月9日、シロアリ駆除会社の元従業員Mに対する砒素入り「お好み焼き」による殺人未遂〔単独〕、健治さんに対する砒素入り「くず湯」による殺人未遂〔単独〕、健治さんの転倒事故偽装による保険金詐欺〔共犯〕、眞須美さんのやけどによる保険金詐取〔共犯〕および元同居人Iに対する砒素入り「牛井」による保険金詐欺〔単独〕によって追起訴した。そして、同年12月29日、近隣住民に対するカレー毒物混入事件〔単独〕で眞須美さんだけを起訴した。

## (2) 第一審

1999年5月13日、和歌山地裁で第1回公判が開かれた。検察側は、冒頭陳述で動機を明らかにすることができなかった。被告人は、一貫して黙秘し、弁護側は無罪を主張した。検察は死刑を求刑し、2001年12月11日、第95回公判で死刑の判決が言い渡された。ただし、元従業員Mに対する殺人未遂は無罪。これを検察官は控訴せず無罪が確定した。被告人は控訴し、争いは大阪高等裁判所に移った。

第一審は、①黙秘の背景とその功罪、②科学鑑定を採用過程とその証拠価値への疑惑、③膨大な状況証拠と類似事実による茫漠とした間接立証など、刑事裁判のあり方に大きな疑問を投げかけた。

## (3) 第二審

2003年10月31日、新たな弁護団が控訴趣意書を提出し、2004年4月20日、大阪高裁での第1回公判以来13回の公判があり、2005年6月28日、控訴棄却の判決が言渡された。弁護人は上告した。

第二審において、新たな弁護団は、「カレー事件」について積極的に反証を展開した。しかし、類似事実による有罪立証は、いったん有罪が認定されてしまうと、その論証が茫漠としているため反証が難しい。本件では、①悪性立証のような漠然とした推認、②実質的な証明責任の転換、③立証の水準の緩和など、現在の刑事裁判の抱えるさまざまな問題が顕在化した。

## (4) 最高裁

上告審で新たに結成された弁護団は、2006年10月31日、上告趣意書を提出した。2009年2月24日、口頭弁論が開かれたが、同年4月21日、上告棄却の判決が言渡された。弁護人は、同月30日、判決訂正を申立てたが、同年5月18日、これが棄却され、判決が確定した。なお、現在、一部無罪事件の刑事補償を申請するとともに、再審請求の準備中である。

## 3 最高裁判決

### (1) 主文

最高裁第三小法廷は、弁護人の判例違反主張は「事案を異にする判例を引用する」もので適切でなく、その余は、「憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって」刑法405条の上告理由にあたらない。「記録を精査しても、本件につき、刑法411条を適用すべきものとは認められない」として上告を棄却した。

最高裁は、本当に上告趣意書を精査したのであろうか。

### (2) 事実認定について

判決は、「カレー事件」が「合理的な疑いを差し挟む余地のない程度に証明されている」という。その論拠は、カレーに混入されたものと組成上の特徴を同じくする亜砒酸が、被告人の自宅等から発見されていること、被告人の頭髪から高濃度の砒素が検出されており、その付着状況から被告人が亜砒酸等を取り扱っていたと推認できること、夏祭り当日、被告人のみがカレー鍋に亜砒酸を混入する機会を有しており、その際、被告人がカレーの入った鍋のふたを開けるなどの不審な挙動をしていたことが目撃されていることの3点である。ただし、なぜか、「カレー毒物混入事件の犯行動機が解明されていないことは、被告人が同事件の犯人であるとの認定を左右するものではない」と付言している。

なお、その他の保険金詐欺関連の殺人未遂・詐欺についても、第一審判決を是認した原判決は、是認できるという。

### (3) 刑の量定について

本件では、死刑の量刑基準の先例であるいわゆる「永山事件」最高裁判決（最判1983〔昭和58〕年7

月8日刑集37巻6号609頁)にしたがって、量刑事情を考察している。

本件の罪質は、「無差別の大量殺傷を敢行した」ものできわめて重く、態様の「卑劣さ、残忍さ」も論を待たない。死者は4名。「いずれも何ら落ち度がないのに、楽しいはずの夏祭りの最中、突如として前途を断たれたもの」である。重症者も63名。後遺症に苦しんでいる者もあり、「その結果は誠に重大」である。遺族らの処罰感情も極めて厳しく、「地域社会はもとより、社会一般に与えた衝撃も甚大である」。被告人は、長年にわたり保険金詐欺のために殺人未遂等の各犯行にも及んでおり、「犯罪性向は根深い」という。犯行後の情状等も、カレー毒物混入事件などの大半の事件について「関与を全面的に否定して反省の態度を全く示しておらず」、被害者等に対して「慰謝の措置」を講じていない。

有利な情状としては、カレー事件の殺意が未必的なものとどまること、前科がないことが挙げられている。

結論として、被告人の刑事責任は極めて重大で、酌むべき事情を最大限考慮しても、「死刑の科刑は、当裁判所もこれを是認せざるを得ない」という。

## 4 この裁判の意味

### (1) 無罪の確信

わたしは、この事件に最高裁から関わった。わたしが「カレー事件」に関して眞須美さんが無罪だと確信したのは、最初にご家族、とりわけ子どもさんたちと会ったときだった。市内のカラオケ・ボックスでわたしたちに語りかける子どもさんたちの訴えは悲痛であった。その中で、娘さんのひとりが「お母さんは、お金にならないこと、得にならないことは絶対にしません」と言った。そのとき、わたしの犯罪学者としての良心は射抜かれた。保険金詐欺、それも、自らの身体を傷つけることも辞さないような計画的利欲犯が、何の得にもならない無差別殺人をすることはありえない。そう思った。

その後、現場の和歌山に毎月のように通った。時の経過というものありがたい。10年前なら話せなかったことも、今なら話せるという関係者にお会いした。その中で、ひとりの住民の方が、「眞須美は、殺すつもりで毒を入れたんじゃないと思う。嫌がらせのつもりで防虫剤を入れたら、強くて死人が出た

んだ」とおっしゃった。このとき、いままでかかっていた霧がスーッと晴れた。この事件、無差別殺人事件だと動機が見当たらないが、嫌がらせなら、動機のある人は複数いる。むしろ、亜硫酸の毒性を十分知らないからこそできた犯罪ではないか。

そういう視点から再検討してみると、①眞須美さん以外にも毒物を混入する機会がある人はいた。②眞須美さんの着衣が白のTシャツだったという目撃証言は疑わしい。亜硫酸を入れたら、白い煙が上がるなどということは科学的にはありえない。③眞須美さんの毛髪から砒素が検出された原因が不自然・不合理である。④林さん宅から微量の亜硫酸が付着した「白蟻薬剤」と書かれたプラスチック容器が発見される経緯には疑問がある。⑤スプリング8による物質同定には問題が多く、そもそもこの技法は、刑事裁判の証拠には向いていない。⑥「カレー事件」は動機が曖昧なのではなく、動機がない事件である。そして、⑦聴取り調査によれば、他に「真犯人」が存在する可能性は否定できない。

### (2) 強引な捜査活動

和歌山県警察本部編『和歌山市園部におけるカレー毒物混入事件捜査概要』(2001年)という資料がある。そこには、今回の捜査を顕彰する記録とともに、かなり強引な捜査と弁護妨害と見まがうような公判対策が行われたことが綴られている。

任意提出書や鑑定嘱託書などの公文書の期日の漏れを、後日、遡って訂正するような杜撰な文書管理がなされている。鑑定嘱託書の謄本などは虚偽の公文書が作成されている。林一家が、園部に移る前に住んでいた家のガレージで発見された「砒素入りミルク缶」が任意提出されているが、その発見過程が不自然である。関係者には何度も聴き直しの捜査が行われ、辻褄を合わせる目的で、調理状況を再現するための実況見分を行っている。さらに、整合性のある供述の採取や証人テストのために連日・長時間の事情聴取が行われている。

### (3) 弁護妨害と見まがうような公判対策

県警本部は、公判対策と称して、起訴後の裏付け捜査、証拠品の追送、証人対策などのために公判対策室を設けた。この専従班は、公判を傍聴し、その傍聴録を関係部署に報告し、証言内容を検討し、補充捜査を行った。証人尋問では、誘導的・重複的で

不必要と思われるほど、何人もの証人に同じことを延々と証言させている。新証言については裏付捜査、実況見分等を実施し、再事情聴取や被害者宅訪問を行っている。

専従班は、眞須美さんの実兄や元同居人、被害者などの出廷調整のほか、関係者に訪問面接を繰り返して、強く協力を求めた。公判出廷への不安や体の不調を訴える者、マスコミによる取材攻勢を恐れる者、自己の立場の悪化を恐れる者、出廷に難色を示す者もいたが、強力で説得したという。他方で、事件発生当初、重要な目撃者とされた目撃証人2名のうち1名については敢えて証人請求をしなかった。

亜硫酸の製造から小売りに至るまでの流通状況を検査し、「4000点を超える鑑定等」を実施している。その捜査関係書類は「20数万枚を越える」という。しかし、そのほとんどが開示されていない。捜査関係書類のすべてが「スキャナーによりパソコンに読み込ませ、短時間で必要書類の検索」が可能になっているにもかかわらず……。

林宅に出入りしていた麻雀仲間の元同居人I（35歳）は、事件発生10日後の1998年8月4日から、保険金詐欺に関する情報を警察に提供し、本人および家族の「強い保護要望」によって、警察関連施設で捜査員と一緒に住み、約4ヶ月、捜査に積極的に協力した。

林夫妻以外にも、元同居人、元従業員、麻雀仲間、医師などが保険金詐欺に関与し、詐欺罪、同幫助、虚偽診断書作成などの被疑事実があったにもかかわらず、捜査協力したことで、いずれも起訴猶予処分になっている。第一審の検察官は、悪性立証のため不必要かつ違法なビデオテープの証拠請求をした。弁護人はこれを争ったが、裁判所はこれを認めた。

鑑定には、4人の科学者が関与しているが、中井泉教授（東京理科大学）鑑定は、「同一の工場が同一の原料を用いて同一の時期に製造した亜硫酸である」と結論付けている。しかし、実兄宅から押収したドラム缶の「シッピングマーク」から中国から輸入した60缶の1缶であることが解明されているが、なぜか、生産工場は特定されていない。また、カレーの中から結晶が発見された過程が不自然である。くわえて、中井鑑定人は、鑑定委嘱もない段階で実験を開始し、起訴前の段階で、その結果をマスコミに発表している。

驚いたことに、県警は、保険金を弁護士費用に充

てることができないようにするため、大阪国税局に課税通報し、約8億3000万円を追徴課税して、夫妻を「兵糧攻め」にした。弁護団は、和歌山地裁では和歌山2名・大阪5名、大阪高裁では和歌山1名・大阪5名、最高裁では東京2名・大阪3名であった。弁護費用は、一審は私選で着手金と弁護士会有志のカンパ、二審は国選、最高裁は私選で無償、県警の「丸裸」作戦はみごとに功を奏した。

## むすびに代えて

この裁判は、科学鑑定の再現可能性が欠けること、消去法的立証の前提である「閉じられた環境」が欠けていること、動機なき犯罪を理由に立証水準が緩和されていること、証拠開示に消極的であったことなど、現在の刑事裁判のあり方にさまざまな問題を投げかけた。しかし、最大の問題は、人の生命（いのち）がかかっている裁判で、最高裁が下級審の事実認定を覆す勇気をもたなかったことである。

裁判員制度の下で、本件のような複雑な事件が審理の対象となったときに、本当に「精密司法から核心司法へ」というスローガンに示されるような審理方法で真実が発見できるのであろうか。「最新？」の科学証拠に証拠能力や証明力を認めることができるのであろうか。短期間かつ稠密な公判で充実した審理ができるのか。むしろ、簡便で粗雑かつ拙速な審理になってしまうのではないか。膨大な証拠が弁護人にすべて開示されるのか。人的にも、物的にも資源の乏しい弁護団が、警察・検察の総力戦に果たして対抗できるのか、等々の大きな不安を残した。

林眞須美さんの生命を守る裁判は、ひとり林さんの問題ではなく、日本の刑事裁判の病巣を抉り出し、それを治療するための闘いである。公正な裁判を求める市民と最高裁との闘いはじまった。

\* 本稿では紙幅の都合上、参考文献等はすべて省略した。詳しくは、拙稿「和歌山カレー毒物混入事件最高裁判決の証拠構造と問題点」（『季刊刑事弁護』第59号、2009年）95～105頁参照。

（いしづか・しんいち）